

佐賀県試験研究機関の特許権等の実施許諾に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、産業労働部の試験研究機関が生み出した知的財産権の実施許諾に関する取扱いについて、「県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領」（用第10053号、平成19年5月施行）第1条ただし書きに基づき、「佐賀県試験研究機関知的財産取扱基本方針」（平成18年11月策定）III3の項目に定める事項の他、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする知的財産権)

第2条 本取扱要領で対象とする知的財産権は、県の試験研究機関が生み出した特許権、実用新案権、意匠権及び回路配置利用権とし、出願人が佐賀県のみである知的財産権（以下、「県有特許権等」という。）とする。

(実施許諾の申込)

第3条 本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）第2条、第3条に規定する課及びセンターをいう。）及び現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長（以下「課等の長」という。）は実施許諾の申込みを行おうとする者に、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- 一 実施許諾申込書（様式第1号）
 - 二 申込経緯及び理由書
 - 三 実施計画書（様式第2号）
 - 四 法人にあっては会社定款等、個人にあっては住民票謄本
 - 五 印鑑証明書
 - 六 原則として法人にあっては2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、直近の試算表等）及び納税証明書、個人にあっては2年分の所得税確定申告書の写し及び納税証明書
 - 七 事業提携又は技術提携に関する契約書の写し（第5条に定める県外事業者Iとしての実施契約を希望する場合に限る）
- 2 実施許諾の申込みを行おうとする者には、実施予定場所を全て実施許諾申込書に記載させなければならない。また、実施予定場所は全て実施契約書に記載しなければならない。
 - 3 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合許諾を受けることはできない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 前項の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合許諾を受けることはできない。

(実施許諾の手続)

第4条 課等の長は、前項の規定により申込書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類、実施工算定説明書（様式第3号）、その他の関係書類を整備し、実施許諾の可否を決定するものとする。

- 一 実施許諾を行おうとする発明等の明細
 - 二 実施許諾の相手方
 - 三 実施許諾を行おうとする理由
 - 四 実施許諾の期間
 - 五 実施工算定基準（別紙1）による実施工及びその納付方法に関する事項
 - 六 契約方法の根拠
 - 七 実施許諾に付帯して条件を定める場合は、その条件
 - 八 その他参考となる事項
- 2 前項の決定に当たり、他課等との調整が必要な場合には、事前に協議するものとする。
- 3 実施契約の締結時又は更新時には、「実施契約締結時又は更新時の確認事項」（別紙2）により確認しながら行うものとする。

(実施許諾する事業者の区分)

第5条 実施許諾する事業者は、次の各号のとおり区分することとする。

- (1) 県内事業者 … 佐賀県内に製造を実施する場所または主な事業所を登記している事業者。
ただし、主な事業所とは、本社または研究開発や技術関連の部門等を有している事業所のことをいう。
- (2) 県外事業者Ⅰ… 日本国に主な事業所を登記する県内事業者に該当しない事業者であり、県内事業者との間で事業提携又は技術提携（共同研究契約等に類するものは含まない）を行っている事業者。なお、県外事業者Ⅰに実施許諾できる県有特許権等は、当該県外事業者Ⅰが事業提携または技術提携をしている県内事業者に対して実施許諾を行っている県有特許権等に限るものとする。
- (3) 県外事業者Ⅱ… 県内事業者及び県外事業者Ⅰのいずれにも該当しない事業者。

(実施許諾の開始時期)

第6条 県有特許権等の実施許諾開始時期については、前条で定める事業者の区分ごとに、次の各号に掲げる時期から実施許諾を行うものとする。

- (1) 県内事業者 出願日
- (2) 県外事業者Ⅰ 出願公開の日
- (3) 県外事業者Ⅱ 出願後4年を経過した日

(伝統的産業に関する県有特許権等の取扱い)

第7条 次の各号に該当する產品に関する県有特許権等については、出願後4年の間、県外事業者Ⅰに対しても許諾しないものとし、県内事業者にのみ実施許諾を行うものとする。

- (1) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年5月25日公布）」に基づいて経済産業大臣が指定した產品
- (2) 「佐賀県指定伝統的地域産品」に指定されている產品

2 県外事業者Ⅰ及び県外事業者Ⅱへの実施許諾については、出願から4年経過したとき、およびその後4年ごとに、発明等審査会の意見を聴いて判断するものとする。

(実施料)

第8条 課等の長は、実施許諾を受けた者（以下「実施権者」という。）に毎年定期的に実施状況報告書（様式第4号）を提出させるとともに、その都度当該報告書に基づいて、実施料算定基準（別紙1）により算定した実施料を徴収するものとする。

(実施許諾の期間)

第9条 実施許諾の期間は、県有特許権等の存続期間、発明の内容及び申込人の事業能力等を考慮して決めるものであるが、2年を超えることはできない。ただし、県外事業者Ⅰとして県有特許権等の実施を許諾する場合、事業提携又は技術提携の有効期限までの期間と2年間のうち、いずれか短い期間を限度とする。

- 2 課等の長は、実施権者が、実施許諾の期間満了後引き続き許諾を受けようとするときは、期間満了の日の1か月前までに、文書をもってその旨を申請させることにより、これを更新することができる。ただし、この場合においても更新のときから2年を超えることはできない。
- 3 県外事業者Ⅰ及び県外事業者Ⅱに対して実施許諾した場合、初回の契約締結から一回目の更新後の契約満了までの期間において実施の実績が確認されないときは、次回の更新を行わないものとする。その後、各契約期間中に実施の実績が確認されない場合は、次回の更新を行わないものとする。
- 4 第2項の更新については、第3項に定める場合のほか、実施権者に対し、契約書に定める契約の解除に相当する行為が確認されない限り、原則として更新を認めることとし、手続きについては、第3条、第4条の規定を準用する。

(実施許諾契約の締結)

第10条 課等の長は、実施許諾を行う場合には、標準県有特許権実施契約書式例（別紙3）又は標

準県有特許出願中実施契約書式例（別紙4）を参考に、実施許諾契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、契約の内容を一部変更することができる。

（県外事業者Iの資格の喪失時の取扱について）

第11条 県外事業者Iとしての資格を喪失した場合は次の各号に従い取り扱うものとする。

- 一 県有特許権等を実施許諾している期間内に、提携等を解消するなどして、県外事業者Iとしての資格を喪失した場合、資格を喪失した事実の発生した日から2週間以内に様式第5号により県へ報告させるものとする。
- 二 前号の報告を受けた県は、直ちに、実施許諾契約を解除しなければならない。
- 三 前号の規定により実施許諾契約を解除した事業者が、県外事業者IIとして実施許諾を受けようとする場合は、あらためて実施許諾の申込みをしなければならない。

（再実施権について）

第12条 県有特許権等の実施許諾に関して、実施権者が別の第三者にさらに実施権を与える権利は認めないものとする。

（独占的な実施について）

第13条 県有特許権等の実施許諾に関して、実施権者が独占的に実施する権利は認めないものとする。

（実施状況報告書の提出について）

第14条 実施状況報告書（様式第4号）は、契約書記載の期限までに、契約書に記載された実施場所ごとに提出させなければならない。

（実施許諾台帳）

第15条 課等の長は、実施許諾をしたときは、直ちに実施許諾台帳（様式第6号）を作成し、当該台帳の記載事項に異動を生じたときは、その都度整理するものとする。

2 課等の長は、実施許諾をしたときは、その旨を当該発明等を行った職員及びその所属長に通知するとともに、実施許諾台帳の記載事項に異動等が生じたときは、その都度実施許諾台帳の写しに関する書類を添えて当該所属長に報告するものとする。ただし、課等の長が所属長と同一の場合はこの限りではない。

（違反等に対する措置）

第16条 課等の長は、許諾を受けた者が次の各号に該当したときは、許諾を取り消し、実施許諾契約を解除することができるものとする。

- 一 第3条第3項第一号から第七号、又は同条第4項のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- 二 相互に交わした実施許諾契約書に記載の遵守事項を守らなかったとき。

三 相互に交わした実施許諾契約書に記載の報告義務を怠ったとき、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(疑義の解決)

第17条 この要領に関して疑義が生じたときは、ものづくり産業課と協議のうえ解決するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年11月29日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結され、施行日時点において有効である実施契約については、原則として次回の更新日からこの要領を適用する。

ただし、有効である実施契約から、実施権者がこの要領に基づいた契約内容への変更を希望する場合は、契約内容を変更することもできることとする。その際は、変更以前の契約で実施したものに関して、全ての報告並びに実施工料の支払を完了することを条件とする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年12月12日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結された実施許諾契約は有効とし、次回の更新からこの要領に則り更新を行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結された実施許諾契約は有効とし、次回の更新からこの要領に則り更新を行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結された実施許諾契約は有効とし、次回の更新からこの要領に則り更新を行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結された実施許諾契約は有効とし、次回の更新からこの要領に則り更新を行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月7日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結された実施許諾契約は有効とし、次回の更新からこの要領に則り更

新を行うこと。

附 則

- 1 この要領は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結された実施許諾契約は有効とし、次回の更新からこの要領に則り更新を行う。